



答 申 第 9 1 7 号
令 和 3 年 3 月 2 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年3月23日付け神福高第2990号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 福祉局高齢福祉課が、福祉乗車証の更新案内を行うため、福祉局障害者更生相談所が保有する身体障害者手帳及び療育手帳情報、及び健康局精神保健福祉センターが保有する精神障害者保健福祉手帳情報を収集することは、更新案内通知書をより確実に対象者に届けることが可能となり、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を确实かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申917

【福祉乗車証業務のために収集する情報項目】

身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳および療育手帳における以下の項目

◎は条例第7条第3項に該当するもの

- ・住所
- ・福祉個人番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・申請受理情報
- ・記載事項変更情報
- ◎手帳種別

○

○



答 申 第 9 1 8 号
令 和 3 年 3 月 2 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年3月23日付け神福障更第716号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 福祉乗車証の更新案内を行うため、福祉局障害者更生相談所が保有する身体障害者手帳及び療育手帳の住所情報等を利用することは、対象者の最新の住所が把握でき、更新案内通知書をより確実に対象者に届けることが可能となるため、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申918

【福祉乗車証業務のために提供または利用する情報項目】

身体障害者手帳および療育手帳における以下の項目

- ・住所
- ・福祉個人番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・申請受理情報
- ・記載事項変更情報
- ・手帳種別

○

○



答 申 第 9 1 9 号
令和 3 年 3 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 3 月 23 日付
け神健保精第 1858 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申し
ます。

記

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 福祉乗車証の更新案内を行うため、健康局精神保健福祉センターが保有する精神障
害者保健福祉手帳の住所情報等を利用することは、対象者の最新の住所が把握でき、
更新案内通知書をより確実に対象者に届けることが可能となるため、市民サービスの
向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適
切かつ慎重に取り扱わなければならない。

福祉乗車証更新に伴う障害者手帳情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申919

【福祉乗車証業務のために提供または利用する情報項目】

精神障害者保健福祉手帳における以下の項目

- ・住所
- ・福祉個人番号
- ・氏名
- ・生年月日
- ・申請受理情報
- ・記載事項変更情報
- ・手帳種別